



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 52(1), 379-382
Issue Date	2001-05-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15080">https://hdl.handle.net/2115/15080</a>
Type	other
File Information	52(1)_p379-382.pdf



## 北海道大学法学会記事

○二〇〇〇年十一月三十日(木)午後一時半より

「国際人権法学はいかにして可能か——国際人権諸条約におけるデロゲートできない権利に関する一考察——」

報告者 寺谷 広司

出席者 二十七名

本報告の内容は、一九九七年三月の東京大学国際法研究会における報告「国際人権の逸脱不可能性」を基調とし、これに、

二〇〇〇年四月に行ったケンブリッジ大学ローターパクト国際法研究所の研究所内部向け報告会での報告「Hierarchy in

International Human Rights Norms and Beyond: From the Perspec-

tive of Non-Derogable Rights”を若干加味している。

内容の大部分については、「国際人権の逸脱不可能性——国際人権諸条約におけるデロゲートできない権利に関する一考察(一一五)」「『国家学会雑誌』百十二巻三・四号、九・十号、十一・十二号(一九九九年)、百十三巻三・四号、七・八号(二〇〇〇年)で発表済みであり、残りは、「国際人権の逸脱不可能性——国際人権諸条約におけるデロゲートできない権利に関する一考察(六・完)」「『国家学会雑誌』百十四巻五・六号(二〇〇一年)にて公表予定である。また、右記英語報告は、"Emerging Hierarchy in International Human Rights and Beyond: From the Perspective of Non-Derogable Rights" (in *European Journal of International Law*, forthcoming)として公表予定である。ただし、素材の大部分を発表原稿・発表予定原稿に依拠しつつも、本報告では「国際人権法学はいかにして可能か」という視点に重きを置いた。

〇二〇〇年一月二十五日（金曜日）午後二時半より

「アメリカ契約法における懲罰的損害賠償の利用可能性」

報告者 会 沢 恒

出席者 四三名

本報告は、アメリカ契約法において、契約違反に対する救済として懲罰的損害賠償の利用が可能であるかについて、現行法の概観と理論的検討を行う。

一 アメリカ契約法の契約違反に対する救済の原則は、もし契約が履行されたとしたならば受約者（＝債権者）が置かれていたであろう地位に受約者を置くための期待利益の損害賠償である。不法行為については被った損害の填補を超える懲罰的賠償が認められる場合があるが、契約については、契約違反行為が同時に他の不法行為の要件を満たす場合を除いて、懲罰的賠償は認められないのが伝統的なルールであった。

しかし、一九六〇年代から契約違反に対して実質的に懲罰的賠償を認める判例が開始した。カリフォルニア州を例に取ると、こうした動きは保険契約において保険会社が責任保険に関して和解や保険金の支払いを拒絶した事例において、これを誠実・公正取引義務違反の不法行為であると構成して懲罰的賠償を認

めることから始まった。「誠実・公正取引義務」は契約に読み込まれる義務であるので、事実上契約違反に対し懲罰的賠償を認めたことになる。その後、八四年の最高裁判決 *Seaman's Direct Buying Serv. v. Standard Oil Co. of Cal.*, 686 P.2d 1158 (では) の構成を一般の商事契約にも拡張した。だが、八〇年代後半から裁判所は懲罰的賠償の利用を限定するようになり、結局九五年の判決 *Freeman & Mills, Inc. v. Belcher Oil Co.*, 900 P.2d 669 で *Seaman's* 判決そのものを覆すに至った。同様の動きは他の州でも見られ、現在では伝統的ルールに従う法域が多数派である。

二 懲罰的賠償を課す際に挙げられる理由の内、懲罰・応報という目的については、契約違反を罰すべきに関する他の理由付けが必要であるので立ち入らない。第二に填補という目的がある。期待利益の賠償と言っても、英米契約法は予見可能性・確実性の法理によって賠償を限定したり、主観的価値・精神的損害・弁護士費用の賠償をカテゴリーカルに排除するなど、本来得られてもよいはずの損害に対する填補が認められないことがしばしばある。これを補完するために懲罰的賠償を利用しようとの議論がある。第三に契約違反の効率的抑止という目的がある。モデルの一としては、ブラウンモデルを修正する必要がある場合である。損害が発生した場合に加害者（＝約束者＝債務

者)が責任を逃れる可能性がある場合には、債務者が内部化する期待費用が小さくなり、効率的な履行が行われない可能性が出てくる。そこで賠償額を高めることで債務者の期待費用を効率的なレベルに修正し直すという考え方である。モデルの二として、エッジワースの箱を使って取引余剰の分配の問題を指摘する。パレート改善する余地がある状況において、債権者を

原状に復帰させることを賠償の目的とすると、可能な余剰は全て債務者に帰属することになるため、債務者(潜在的加害者)の側には違反行為を行うインセンティヴが働く。こうしたインセンティヴを矯めるために、債権者の原状復帰を越えて、債務者から余剰を剥奪することが有効である。こうした懲罰的賠償が有用な状況は機会主義的状況とまとめることが可能であろう。

2 機会主義的状況において懲罰的賠償を与えることは、当事者があらかじめ契約に違約罰条項を挿入しておくことと同様の機能を果たす。もともと英米契約法上、違約罰条項は効力を認められていない。だが、違約罰条項は当事者がこうした問題状況に対処するための唯一の方策ではなく、例えば債権者の履行過程を監視するシステムを構築することで契約に違反する債務者が責任を逃れないようにするなど、他の管制構造を契約上採用することでやはり同様の機能を達成できる。結局、事後的に

裁判所が懲罰的賠償を与えるべきかという問題は、機会主義的状況に裁判所がそのような default rule を以って対処すべきかという問題に帰着する。

Default rule の選択に関する理論には大きく分けて二つの発想がある。その一は、潜在的契約当事者の多数が採用するであろうようなルールを default rule として採用すべきだ、という考え方である。これにより多数派はそうした default rule が扱う事項については一々約定しなくて済み、社会全体としての取引費用が削減されるという考え方である。その二は Penalty default と呼ばれる考え方で、当事者の少なくとも一方が嫌がるようなルールを default rule として採用すべきだとするものである。そうした当事者は契約の中で明確に合意することによって default rule を回避しようとするであろうし、その過程で情報が開示され当該状況に適合した契約関係が構築されるだろうとするものである。このいずれの考え方を採用するか次第で、論は現在のところ、ない。いずれの考え方を採用するか次第で、裁判所は契約違反に対する救済として、場合によっては、懲罰的賠償を認めてもよい、しかし必ず認めなければならないということはない、ということになる。

但し若干の見直しを追加すると、まず前者の多数派ルールの

考え方に従う場合、裁判所はいかなる場合に懲罰的賠償を与え  
るべきかを見分けて定式化していくという役割を引き受けたこ  
とになり、これはかなり困難な仕事になる。一方 *penalty de-*  
*bit* のアプローチを採用する場合、前提として当事者間の取  
引費用が低く交渉力の格差が小さいことが必要である。こうし  
た知見から眺めると、一貫していないように見えるカリフォル  
ニア州の判例の動きも、いずれも正しく判決されたと説明する  
ことができる。